

令和7年度大井町食農バリューチェーン創出業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度大井町食農バリューチェーン創出業務委託

2 業務の目的

本業務は、地域の新規認定就農者や若手農業者、集落営農組織、夢おおいファーマー等を対象とした人材育成と、食農バリューチェーンの構築に資する具体的な検討・モデル化を通じて、地域農業の高付加価値化および6次産業化を推進することを目的とする。

※食農バリューチェーン：農産物の生産から消費までの各段階における付加価値のつながりを指し、生産資材の調達、農業生産、流通、加工、販売といった一連のプロセス全体で、それぞれの段階で価値を生み出し、連鎖させることで、より高い付加価値を生み出すことを目指す考え方。

3 業務内容

本業務では、次の2点を柱として実施するが、詳細の内容や履行方法等については、受注者の提案に基づき、本町と受注者が協議のうえ決定する。

(1) 農業人材の育成に向けた研修会の開催

ア 対象者

地域内の新規認定就農者及び若手農業者、集落営農組織の構成員や夢おおいファーマー等、6次産業化・経営多角化に意欲を持つ農業者

イ 研修内容

次の分野をテーマとした研修会を企画・実施すること。

- a) 農業経営（収支管理・法人化・事業計画策定）
- b) 食品加工・商品開発（加工技術、食品衛生管理、食品表示、HACCP等）
- c) マーケティング・販路開拓
- d) 経営戦略（ブランド構築、事業連携、補助制度活用等）
- e) 6次産業化における成功事例の紹介

ウ 実施形式

a) 研修会

- ・対象者が参加しやすい時間帯を設定し対面またはWEBのハイブリッド形式での研修とする。
- ・「イ 研修内容」を網羅した研修回数を設定すること。（下限開催数5回）
- ・各回のテーマに係る専門家を講師とすること。
- ・研修の内容は録画し、欠席した対象者に配信するよう配慮すること。

b) アンケート調査

- ・受講後アンケートによる評価及び参加者名簿・記録の作成を行うこと。

(2) 付加価値化ワークショップとモデル案の作成

ア ワークショップの実施

研修参加者を対象とし、少人数グループまたは個別支援形式で次の内容によりワークショップを行う。

- a) 各参加者が生産する農作物・加工品の現状整理
- b) 付加価値化・差別化のための検討（ブランド化、加工方法、包装等）
- c) 食農バリューチェーンにおける課題と機会の整理
- d) 専門家によるアドバイスとアイデア提供

イ モデル案の作成

ワークショップで得られた知見をもとに、グループ（または個人）ごとに「バリューチェーン創出モデル案」を策定することとし、モデル案には以下の内容を含めることとする。

- a) 主要農産物・加工品の概要
- b) 対象とする市場・顧客層
- c) 生産から販売までの流れ（簡易フロー図）
- d) 必要な支援・連携先・事業スキーム
- e) 見込まれる効果・課題と解決策

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 委託金額（上限額）

金 8,000,000円（消費税を含む）

委託金額は、「3 業務内容」に定める内容を履行するための一切の経費とする。ただし、研修やワークショップ参加者に対する飲食費は対象外とする。

6 業務実施体制

- (1) 委託先は、地域に精通し農業経営支援・人材育成・6次産業化に関するノウハウを有する団体（コンサル会社、大学、NPO等）とし、複数の団体による対応も可とする。
- (2) 専門家（講師・ファシリテーター）は、農業経営、食品加工、流通、マーケティング等の分野から適切に選定すること。
- (3) 地元農業団体、JAとも連携し、参加者募集・意見反映を行う。

7 成果物

- (1) 研修会企画・運営報告書（実施記録、受講者数、評価結果等）
- (2) ワークショップ記録とアドバイス内容の整理
- (3) 参加者ごとの「食農バリューチェーン創出モデル案」一覧
- (4) 事業全体の成果報告書（今後の展望・課題も含む）

8. 手続書類の提出

- (1) 業務着手にあたり、以下の書類を提出し、本町の承認を得るものとする。
 - ① 業務着手届（別添1）
 - ② 業務計画書（業務概要、工程、体制）（別添2）
 - ③ 業務管理者届（経歴書）（別添3）
- (2) 業務が完了したときは、業務完了届（別添4）及び事業報告書を提出するものとする。
- (3) その他、大井町契約規則に準ずるものとする。

9. 留意事項

- (1) 参加者の主体性と実践意欲を重視した設計・運営を行うこと。
- (2) 研修やワークショップ開催に際し、原則的に参加者から負担金を徴収することは認めない。ただし、その必要性につき、企画提案書等の提出時までには本町と協議のうえ、本町が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に際し、本町（地域振興課）の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。
- (4) 業務実施にあたっては、都度、本町（地域振興課）と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、本町へ提出すること。
- (5) 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (6) 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は本町に帰属するものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない。
- (8) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、本町（地域振興課）と協議のうえ決定することとする。